ては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

6　令和二年度から令和四年度までの間に限り、第二条第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「基準財政需要額」とあるのは、「基準財政需要額に地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

（市町村に係る十二月分の算定方法の特例）

第五条　平成二十二年度から令和八年度までの間に限り、健全化法附則第四条の規定に基づきなお従前の例によることとされた財政再建計画に係る市町村が同法第八条第一項の規定により財政再生計画を定めた場合の第三条第一項第一号イの表第五号において準ずるものとされる第二条第一項第一号の表第四十三号の規定の適用については、同号中「〇・五」とあるのは「六分の五」とする。

2　令和二年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

3　令和二年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、令和二年七月豪雨について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「〇・九五」と読み替えるものとし、第三条第一項第一号ロの表第三号の規定は適用しない。

4　令和二年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第三号、第十一号及び第十二号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　地域国際化協会に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が六八、九三〇、〇〇〇円を超えるときは、六八、九三〇、〇〇〇円とする。）に〇・八を乗じて得た額

二　へき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

A＋B＋C×0.6＋D＋E×0.6＋F×0.6

当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

6　平成二十九年度から令和元年度までの間に限り、第二条第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「基準財政需要額」とあるのは、「基準財政需要額に地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

（市町村に係る十二月分の算定方法の特例）

第五条　平成二十二年度から令和八年度までの間に限り、健全化法附則第四条の規定に基づきなお従前の例によることとされた財政再建計画に係る市町村が同法第八条第一項の規定により財政再生計画を定めた場合の第三条第一項第一号イの表第五号において準ずるものとされる第二条第一項第一号の表第四十五号の規定の適用については、同号中「〇・五」とあるのは「六分の五」とする。

2　令和元年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

3　令和元年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、令和元年台風第十五号及び同年台風第十九号について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「〇・九五」と読み替えるものとし、第三条第一項第一号ロの表第三号の規定は適用しない。

4　令和元年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第三号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　地域国際化協会に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が六八、九三四、〇〇〇円を超えるときは、六八、九三四、〇〇〇円とする。）に〇・八を乗じて得た額

二　へき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

A＋B＋C×0.6＋D＋E×0.6＋F×0.6